

太田まちづくり市民会議提言書

平成 30 年 3 月 23 日

太田まちづくり市民会議

目次

1. 提言にあたって	2
2. 太田市まちづくり基本条例の見直し必要性の検証	3
3. 提言	5
3-1. 字句の修正について	5
3-2. 情報共有のあり方について	6
3-3. コミュニティのあり方について	7
4. その他意見	8
5. 意見提出シート	9
6. 会議開催状況及び委員名簿	12
7. 主な会議関係資料	14

1. 提言にあたって

平成 18 年に施行された「太田市まちづくり基本条例」は、公募で選ばれた市民が中心となって構成された「まちづくり市民会議」で、過去 3 期にわたって見直しの検討がされてきた。

今回は、これまでの進め方とは大きく異なり、本会議とは別に議論を行った「太田市住民協議会¹」の委員である市民と、外部の視点としての市外の委員によって検討を行った。

地域団体等の役員をしたり、以前から市政に強い関心を持っていたりではなく、無作為で選ばれたことがきっかけとなった市民がこの会議の委員として議論したことは、とても意義があったと考える。

なぜならば、この条例には市民の権利などが規定されているが、この条例の存在を知っている市民はごくわずかだと想定される（以前から知っている委員は 1 人もいなかった）。市民が知らなければならない条例であれば、表現や条文の意味などについても市民がわかるものにする必要がある。まさに市民目線での議論参加がこの会議には不可欠だったと思う。あえて前例のない委員構成や議論を試みた太田市には敬意を表する。

一方で、「太田市におけるすべての条例、規則等の上位規範」（条文より）であるまちづくり基本条例の見直しを 3 回だけの会議でとりまとめることは至難だったほか、3 回を通して事務局以外の行政側の出席者・傍聴者はいなかった。「上位規範」の見直しの場合というにはあまりにも寂しい状況であると同時に、今回の提言では、新たな施策の実施や条例の考え方の見直しに留まらず、条例そのものの改正も求めているため、市の行政全体に関わる本条例の改正が、提言の意思を汲んだうえでの判断がしっかりとされるのか懸念が残る。

この会議の目的は検討することではなく、必要に応じて条例改正などを実行し、市民から出発したまちづくりができるようになることである。また、繰り返しになるが、この条例は行政や議会に留まらず、市民が知るべきものである。条例改正のタイミングに併せて、この条例の意味や考え方などを多くの市民が知るための工夫（子ども向け解説文を作成するなど）をさらに考えていただきたい。

平成 30 年 3 月
太田まちづくり市民会議委員一同

¹ 太田市住民協議会：

「行政の自分ごと化」を目的に、住民基本台帳から無作為に抽出された市民を委員として特定の行政課題について話し合う会議。平成 29 年度に初めて実施され、「健康づくり」をテーマに課題の発見とその解決策における個人、地域、行政それぞれの役割について議論した。

2. 太田市まちづくり基本条例の見直し必要性の検証

太田市まちづくり基本条例の見直しを検討するにあたり、本条例の目的をみると、第1章の総則に「市民の権利と責任を明らかにし、市民一人ひとりがまちづくりの主役となり参画と協働のまちづくりを推進する」と定められている。この基本条例の理念は、平成29年度に初めて実施された太田市住民協議会の「行政の自分ごと化」という趣旨にも反映され、住民基本台帳から無作為に抽出された市民委員によって日常生活に即した議論が展開された。

そこで、本会議では、太田市住民協議会で議論された行政課題に対する様々な論点と現行の基本条例を照し合わせることで、基本条例の見直しの必要性について検証した。

◎ 基本条例見直しの必要性の考え方

問題の検証	見直しの方針
条例そのものに問題があると考えられる場合	条例の改正
条例に問題はないが、解説書等に記載されている解釈に問題があると考えられる場合	解説書の改訂
条例に問題はないが、施策等に条例の考え方が反映されていない場合	施策等の検討

◎ 検証された主な内容

検証にあたっては、以下のとおり太田市住民協議会で議論された論点のうち、普遍的な行政課題を整理し、現行のまちづくり基本条例の内容と照し合せた。

【太田市住民協議会で議論された普遍的な行政課題】

○情報共有のあり方について

(正しい情報が市民に伝わっていない／市民が行政の情報を認知していない)

○地域コミュニティのあり方について

(地域の関わりが薄くなっている／特に定年後の男性は地域との関わりが薄く、孤立化する恐れがある／一人暮らしの高齢者に対しての地域でのサポート体制が不十分)

○その他

- ・ 市民のニーズの把握
- ・ 市役所や行政センターの敷居の高さ
- ・ 目標の明確化とそれを遮る課題の解消
- ・ 住民協議会のような、世代や職業横断的な場の設定
- ・ 企業との具体的な関わり方の模索

※詳細は第2回会議資料「太田市住民協議会で議論された普遍的論点まとめ」参照

また、条例の字句等について、表現の統一がとれていない名詞や、主語が不明確であったり不十分であったりする条文もあったため、条例制定時の委員の思いも汲み取りつつ、修正の必要な箇所について検証を行った。

3. 提言

3-1. 字句の修正について

① 「市の執行機関」、「行政」、「市」の表現について

第3条で言葉の意味として「市の執行機関」を定義しているが、同様の意味で「行政」や「市」と表現している条文も多々あり、表現に統一性がない。

表現を統一するにあたり、意味の正確性という観点で「市の執行機関」とすることも考えられるが、市民へのわかりやすさを重視して作られた本条例の主旨を考慮すると、一般的に用いられている「行政」に表現を統一した方がよい。（参考事例：臼杵市まちづくり基本条例）

なお、「市」という表現については、その意味の中に「市民」を含む場合と含まない場合がある。市民、市議会、行政を包括して言う場合を「市」とし、それぞれの主体が明確な場合は具体的に表記することが適切である。

② 「参画」の表現について

第3条で定義付けられている「参画」は、この条例のキーワードとも言える。一方で、基本原則を定めた第4条第1号と、参画と協働について定めた第9条第1項においては「参加」と表現されている。

この2条については、第3条で定義した「参画」に含まれる表現を再度使用するにあたり、表現の重複を避けるため、あえて「参加」の表現を用いたとも考えられるが、基本条例のキーワードである「参画」を強調するためにも「参画」を使用した方がよい。

③ 条文の主語について

基本原則を定めた第4条第5号の主語が抜けている。「市民、市議会及び行政」を主語とすることが適当であり、明示すべきである。

また、参画への保障について定めた第10条第2項と意見公募について定めた第12条について、市長も市議会も市民の代表であることから、積極的に自らの活動に市民参画を図り、市民の意見を聴かなければならないことを考えると、主語に「市議会」を加える必要がある。

3-2. 情報共有のあり方について

① 市民視点に立ったわかりやすい情報提供について

情報共有という観点において、行政は単に情報を提供するのではなく、市民によりわかりやすく情報を出す努力が必要である。

基本条例においても、行政の責務として「市民視点に立ったわかりやすい情報の提供」のような一文を明示したほうがよい。

また、職員研修に取入れるなど実際に職員への意識改革も実践する必要がある。情報共有に限ったことではないが、職員は基本条例の考え方を基にして業務を行うべきである。

② 情報発信への市民参画について

上記①の情報提供において、行政のみの情報発信には限界がある。

市内高校生が記者となって広報紙に記事を書くという取組みなども現在実施されているが、情報発信における市民参画のさらなる拡充が必要である。

市民参画の一例として、市民が知りたい情報をわかりやすく提供しているかどうかを点検する第三者委員会の設置などが考えられる。

③ 基本条例の周知啓発について

基本条例の市民の認知度は高くない。また、基本条例の内容をわかりやすく市民に伝えるために作成された解説書について、現行の解説書では内容が難しい。

この基本条例は多くの市民に知ってもらう必要があることを考えると、条例の中（附則など）で、その重要性について言及できるとよい。

具体的な取組みとしては、小学校での学習（副読本等）への取入れや子ども向け解説書の作成など、各世代を意識した周知啓発などが考えられる。

3-3. コミュニティのあり方について

① 地域のコミュニティとテーマ別のコミュニティについて

コミュニティは地域に限ったものだけでなく、環境保全、子育て、介護などテーマ別のコミュニティも存在する。

本条例においても、コミュニティの役割について定めた第 22 条で「心豊かな生活を送ることを目的として、自由意思に基づいて結ばれた多様なつながり」と表現しておりテーマ別のコミュニティにも言及していると考えられるが、章タイトルが「地域コミュニティ」となっており、地域のコミュニティに限定しているように思われる。

章タイトルを「コミュニティ」に改めると同時に、解説書においてコミュニティの解釈を補足する必要がある。

② コミュニティ活動の原則について

市民の自由意思に基づくコミュニティ活動について、行政が積極的に関与して、活動を平準化することは好ましくない。コミュニティ活動のあり方として、行政ができないものをコミュニティ活動によって補うのではなく、個人やコミュニティ活動でできないものを行政が補うことが原則であると基本条例に明示する必要があるのではないか。

「市民一人ひとりがまちづくりの主体」であることは、基本条例の理念でもあり、条例前文でも言及しているが、コミュニティについて定めた第 8 章でもあらためてこの考え方を明示するか、あるいは解説書で補足してはどうか。

4. その他意見

① 主権者としての市民について

条例のキーワードの一つに「協働」がある。協働はお互いに対等な関係が原則であるが、主権者である市民は行政や市議会より上位である。市民には「主権者（納税者）としての市民」、「行政と協働してまちづくりをするパートナーとしての市民」、「行政サービスの利用者としての市民」の3つの立場がある。

まちづくりのパートナーとしての市民との協働も重要であるが、まず、主権者としての市民の立場を明確にしておく必要があり、基本条例内において「主権者である市民の意思に基づく」ことを明示すべきである。

② 住民投票について

第21条で定める住民投票について、住民投票実施の最終決定を市議会ではなく市民が行うことができるよう第1項の主語は「市長」ではなく「市民」に改める必要がある。また、第2項では一定数の市民からの請求により発議される常設型の制度を定めるとしているが、第4項では案件別に住民投票条例を別に定めるものとしており、矛盾していると考えられる。

第2項の主旨は、住民投票の発議における年齢要件の緩和であると推測されるが、現在では選挙権も18歳に引き下げられているため第2項自体不要ではないか。

第4項で案件別に住民投票条例を定めるとすると、住民投票実施の最終決定が市議会に委ねられることになるので、案件別ではなく常設型の条例制定を明記する必要があるのではないかと考えられる。

また、住民投票の結果は行政だけではなく、市議会も尊重する必要があることから、第3項の主語に「市議会」を加えるべきである。

③ 市民参画の評価について

第6章の評価について、第20条第3項では「市民は、市の執行機関が行っている政策、事業及び業務に対し評価することができます」と定めている。行政が仕組みづくりをして初めて有効となるが、現在までにその仕組みは作られていない。

市民参画の評価の仕組みを作る行政の責務も明確にする必要がある。

5. 意見提出シート

第2回会議から第3回会議にかけてそれぞれの委員から、既出の論点への補足や第2回までに議論されていない論点についての意見を記載した意見提出シートが出された。記載内容を以下にまとめる。

① 情報共有のあり方について

- ・ ただ情報を出すだけではなく市民と如何に共有するかの視点を持つことの重要性を条例に明示する。また市民も、情報を取得する権利だけでなく自ら探そうとする努力を規定する。
- ・ セキュリティだけではなく情報発信を考える人材の配置。情報コミュニケーション担当官(担当部署)の設置。
- ・ 世代ごとに情報の取得手段はいろいろあって良いと思う。インターネットが便利な人もいれば、高齢者にはインターネットよりも紙媒体の方が伝わりやすいこともある。同じ情報でもそれぞれの求めやすい形になっていることが大切ではないか。
- ・ 第6条の説明責任について、本会議や住民協議会を通じて行政の仕事に興味を湧いた。行政の仕事について世代ごとに形式を変えて伝えてほしい。その過程で市の伝えたいことや市民が本当に必要としていることが整理されるのではないか。
- ・ 第7条の情報の収集及び管理について、行政の情報は一方通行で、情報を出しても市民に届いていないことが多いので、ワンストップのようなポータルサイトの構築やタグ付け機能などを付けることで市民が情報に触れやすくできないか。
- ・ 広報やホームページなどに関し、市民が知りたい情報をわかりやすく提供しているか点検・提言する第三者委員会を置いてはどうか。
- ・ 太田市美術館・図書館のように、太田市版の Facebook 創設など SNS を活用してはどうか。
- ・ 情報共有の目的として、1. 告知、2. 共有(共感)、3. 行動であると考えた場合、1については、デジタル系等多言語対応、視覚障がい者対応等よく取り組んでいると思う。2と3については、地域コミュニティの協力を得て、対面での伝達等を増やしていくのが有効ではないか。

② 地域コミュニティのあり方について

- ・ 過度な関与や画一的な取組みをすることなく、地域は多様であることを市が認識することが重要である。
- ・ 地域の抱える問題点を住民が持ち寄り、それぞれ改善点などを話し合い、地域の中での解決が図れないかを検討できる場があるとよい。住民協議会のような場があれば、「やってもらおう」という姿勢から「やってみよう」という行政への歩み寄りも生まれる。
- ・ 地域の在り方、自治会・町内会の組織や活動は、多様であることが大切。行政がモデルなどを示し、平準化しようとしてはならない。
- ・ 交流といっても集会などの集まりは大変なことも多い。挨拶する習慣（毎月1日をあいさつデーとする等）をつけ顔見知りを増やすことが必要。

③ 悩みを抱える人への行政の寄り添い方について

- ・ 行政が悩みの一次窓口になった場合、悩みの内容を精査して当人に必要と思われるサポートの種類などを明らかに整理して提案する必要があると思う。たらい回しにならないよう部署間の連携が必要。

④ 企業との具体的な関わり方の模索について

- ・ 定年退職後のライフプランのサポート、また、妊娠出産を経て復職する女性やその夫への育児休暇等の普及など企業との関わり方の模索をすることが必要。

⑤ やさしさと思いやりのあるまちづくり

- ・ 第11章の対象になっているのは、子ども、子育て世帯、青少年、高齢者、障がい者だが、その他悩みを抱える人も対象にしていく。悩みを抱える人への寄り添い方について、行政が徹底的に実態を把握する（相談などの対応は行政でに限らずNPOなどが実施）。太田市にいれば、悩みを抱えたとしても打ち明けられる受け皿が揃っているという環境をつくる。

⑥ 子育てと子どもにやさしいまちづくりについて

- ・ 第29条について、子どもを持ちたくても妊娠出産後のライフスタイルの変化や復職への不安から踏み切れない人もいる。子どもを持つことへの不安を少しでもサポートできる体制が必要だと思う。保育環境の充実やマザーズハローワークへの案内、企業がワーキングマザーと共存していくガイドライン策定のサポート役として行政に窓口があってもいいのではないかな。

⑦ 環境との共生

- ・ 第 12 章について、太陽光発電は空き地の有効活用策であると同時に、地域性を無視した開発にもつながり、自然環境との共生といえるのか疑問である。
太陽光発電について、施設開発のエリア制限など無秩序な開発を抑制する必要があるのではないか。

⑧ 活力ある豊かなまちづくり

- ・ 第 33 条について、市主催のマルシェなどのイベントが開催されると楽しいのではないか。市役所のホールで野菜の直売などが実施されているが、市民会館なども活用できるのではないか。

⑨ 連携と交流

- ・ 第 13 章について、連携対象は近隣市町村、国や県、海外になっている。企業が集積していることは太田市の特徴でもあるので、企業との連携も記載できないか。

6. 会議開催状況及び委員名簿

◎ 会議開催状況

年月日	会議の内容	協議内容
平成 29 年 11 月 22 日	第 1 回定例会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付、企画部長挨拶 ・ まちづくり市民会議の概要説明 ・ 会長副会長の選出 ・ 太田市まちづくり基本条例の解説：解説書を基に条例の理念等（前文～第 2 章）を確認 ・ 条例の見直し検討方法の確認 ・ 字句の矛盾点等について議論
平成 29 年 12 月 26 日	第 2 回定例会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 回会議で指摘のあった字句修正（案）について確認 ・ 条例改正の必要性についての検討：太田市住民協議会において議論された行政課題に対する普遍的な論点と現行の条例を照し合せ、条例改正の必要性について検討を行った。（主な論点：情報共有、地域コミュニティ）
平成 30 年 1 月 29 日	第 3 回定例会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 回までに挙げられた論点への対応（案）について確認 ・ 太田市まちづくり基本条例（基本条例本文、基本条例解説書）の見直し方針について意見集約 ・ 提言書の内容検討
平成 30 年 2 月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言書の最終確認
平成 30 年 3 月		<ul style="list-style-type: none"> ・ 提言書の提出

◎ 第4期太田まちづくり市民会議委員

	役 職	氏 名
1	会 長	伊 藤 伸
2	副会長	小 林 理 恵
3	委 員	塚 本 恵
4	〃	福 嶋 浩 彦
5	〃	大 川 光 一
6	〃	金 成 百里枝
7	〃	仲 野 栄 樹

7. 主な会議関係資料

- ・ 太田市まちづくり基本条例
- ・ 太田市まちづくり基本条例 解説書
- ・ 平成 29 年度太田市住民協議会 報告書（案）「健康づくり」
- ・ 太田市住民協議会で議論された普遍的論点まとめ（第 2 回会議 資料 2）
- ・ 字句の修正案および要旨（第 2 回会議 資料 1 - 1、1 - 2）
- ・ 提言書案（第 3 回会議 資料 1 - 1）
- ・ 条例修正案（第 3 回会議 資料 1 - 2）
- ・ 各会議議事概要
- ・ 市内小学校社会科副読本「わたしたちの太田」